

食品ロスの削減に関する具体的取組について（成果）

食品ロス削減に係る関係省庁連絡会議

1 関係省庁連絡会議における検討状況

令和2年 10月30日 (金)	<u>第1回</u> 関係省庁連絡会議 各大臣より、取組の加速化について御指示
11月9日 (月)	<u>第2回</u> 関係省庁連絡会議 検討が必要な課題について、関係省庁間で確認、役割分担の決定、方向性の検討
11月24日 (火)	<u>第3回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告、フードバンク活動及び災害用備蓄食品の活用促進に関する検討
12月7日 (月)	<u>第4回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告及び工程表の策定、災害用備蓄食品の活用促進に関する検討
令和3年 1月27日 (水)	<u>第5回</u> 関係省庁連絡会議（メール開催） 進捗状況の報告
2月26日 (金)	<u>第6回</u> 関係省庁連絡会議（メール開催） 進捗状況の報告
7月16日 (金)	<u>第7回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告
令和4年 6月21日 (火)	<u>第8回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告

このほか、課題に応じて関係省庁間での会合やメールを活用した議論を積極的に展開。

2 各課題の進捗状況

(1) 国の防災用備蓄食品の活用の促進

- 新しい備蓄食品の納入に伴い不用となる災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供を促進するための手続きの簡素化の検討 **【完了】**
 - ・ 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った国が保有する災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供することについて、令和3年4月21日、食品ロス削減関係省庁会議にて関係各府省庁申合せ。
 - ・ 申合せに基づき、ポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う体制を構築（令和3年度）。
 - ・ 申合せにおいて「まずは中央府省庁で実施することとし、これら以外の地方支分部局、施設等機関等の官署についても可能なところから対応するなど、順次取組を拡大する。」となっているところ、より多くのフードバンク団体へ提供可能となるよう、まずは関係省庁連絡会議を構成する関係省庁において地方支分部局等からも提供する（令和4年度）こととし、その後、中央省庁全体に呼びかけていく（令和5年度）。

(2) 自主回収対象食品の縮減

- 食品表示の誤りに伴う食品自主回収の縮減 **【完了】**
 - ・ 食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を開始するため、3月17日に食品表示基準Q&Aを改正。

- 食品衛生に係る自主回収対象の限定についての普及啓発【完了】
 - ・ 自主回収の報告対象が、健康を損なうおそれがあり、食品衛生法に違反した場合（おそれ含む）に限られる旨を法律上明記（令和3年6月1日施行）。通知、Q&A、ホームページ等で本制度の周知を実施。
 - ・ 令和2年12月には、食品の自主回収報告制度を含む上記食品衛生法改正に係る説明動画を YouTube に掲載し、本制度の更なる周知を図った。
 - ・ 令和3年5月には、事業者向け、消費者向けリーフレットを消費者庁と連携して作成し、印刷、配付するとともにホームページに掲載し本制度の追加周知を図った。
 - ・ 令和4年3月には食品の自主回収報告制度を含む改正食品衛生法の施行に係る説明会をオンライン開催し、本制度の更なる周知を図った。

（3）商慣習の見直しの拡大

- 納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化における対象品目の拡大等
 - ・ 商慣習見直しに取り組む事業者数は増加（納品期限緩和 186（前年度 142）、賞味期限表示大括り化 223（前年度 156））（令和3年10月）
 - ・ 令和4年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として、食品事業者へ商慣習の見直しの働きかけを実施（推奨3品目（飲料・菓子・カップめんのみならず、賞味期間が180日以上の加工食品での取組を推奨））

(4) 未利用食品の活用の促進

- 「フードバンク活動における食品の取扱等に関する手引き」の見直し
 - ・ 賞味期限切れの食品の提供に係る考え方について、食品業界団体、フードバンク活動団体、食品メーカーに対して意見聴取を実施。その結果を踏まえて手引きの改定について検討中。
 - ・ フードバンク活動団体の保険加入の推奨について、フードバンク活動団体、保険会社に対してヒアリングを実施。加入費用の支援制度を含めて手引きの改訂について検討中。
- フードバンクへの支援のスキームの構築
 - ・ ①関係省庁が連携し、企業版ふるさと納税制度を活用したフードバンク活動支援のスキームを構築すると共に、②寄付金付きで食品を販売しフードバンク活動に活用する仕組みや、食品関連事業者とフードバンク団体のマッチングシステムの構築に向けた実証事業を実施。
 - ・ ①については、企業版ふるさと納税制度について地方公共団体（都道府県・政令指定都市）や企業へ周知するとともに、交付金制度や補助事業を通じたフードバンク活動への支援を実施
 - ・ ②については、令和4年度に、フードバンク団体への寄附金付きの食品について小売事業者による実証販売を実施するとともに、マッチングシステムについては5団体以上のフードバンクで実証を実施予定。
- 子ども食堂等の支援団体が必要な者へ食品提供できるための関係者相互の連携の促進
 - ・ 子ども食堂・NPO法人など13団体に対して、①支援団体がフードバンクや企業から食品寄附を受け取る際の課題、②支援団体が利用者へ食品を提供する際の課題についてヒアリングを実施。（令和2年11月）

- ・ ヒアリング等を踏まえ、子ども食堂等とフードバンク活動団体等の連携・協力体制の構築に向けて、これらの団体が活用できる施策・情報について周知。(令和3年10月)
- ・ 令和3年度補正予算において、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化に向けて、連携のために必要な経費(※)を補助。
(※)フードバンクから提供された食料の倉庫代、相談者へ現物を送付する送料代等
- ・ 令和4年度予備費において、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化に向けて、連携のために必要な経費を補助。また、行政やフードバンクを含む地域の民間団体等が連携し、地域の生活困窮者自立支援に関する連携体制や支援の方法等について検討するためのプラットフォームを設置する事業を創設。
- 臨時休校等により未利用となった学校給食用食品のフードバンク等への提供促進 **【完了】**
 - ・ 学校現場等において未利用食品が発生した場合の対応やその課題等について聞き取りを実施。
 - ・ 令和3年度委託調査「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」において、未利用食品が発生した場合の有効活用例等についても報告書にまとめるとともに、学校設置者等へ周知を図った。
- フードドライブの推進
 - ・ フードドライブの実施・推進における課題として挙げられていた運搬に関する問題を解決するため、令和3年度に自治体等の関係主体や運搬の支援をしてくれる運送会社等と共にフードドライブ活動で活用可能な食品量を増加させる実証を行った。このような事例も踏まえ、令和4年3月に「フードドライブ実施の手引き」を作成。令和4年度以降も引き続き、取組の実証と横展開を図る。

- 食品の寄附の実態等に関する海外調査【完了】
 - ・ 委託事業により、米国、英国、フランス、豪州の4か国を対象として、食品の寄附に関する制度や実態・背景等の調査を実施（令和2年度）。
 - ・ 関係各省と共有し、今後の検討に活用。

- （5）飲食店等において余った料理の持ち帰りの促進
 - ・ 令和2年度に計3回の検討会を開催し、持ち帰りが普及しない理由や普及のために必要な取組、推進策の検討を実施。その結果を踏まえて、普及啓発資材を作成。
 - ・ 令和3年度に mottECO 導入促進モデル事業の公募を行い、採択された自治体及び民間企業に対し、費用の支援及び技術的支援を実施。

- （6）食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等発生量の報告の取扱い
 - 地方公共団体における実態把握及び目標設定に活用するため、国が保有している事業系食品廃棄物等のデータを地方公共団体に提供
 - ・ 地方自治体における事業者毎の食品廃棄物等発生量データについて、業種毎に、企業名を暗号化した上で地方自治体に情報提供できないか、関係省庁で検討中。